第4回定期総会議事録

1、日 時

令和元年5月7日(火)

2、場 所

中津市役所 3階 大会議室

3、出席委員

1番橋本(省)委員、3番坪根委員、4番義経委員、5番植山委員、6番田畑委員、7番中原委員、8番石川委員、9番田上委員、10番小野委員、11番門脇委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番長尾委員、15番村上委員、最適化推進員8名(國分、前田、橋本、宮瀬、奥、武本、尾家、北村)

4、欠席委員

2 番髙倉委員

5、事務局

福永局長、中春次長、梶原次長、後藤

6、議 題

別紙議案書のとおり。

7、開 会

午前9時30分開会を宣する。

8、署名委員

6番田畑委員、13番玉麻委員

福永局長

それでは、まず最初に、議員さん15名中14名出席でございます。農業委員会等に関する法律第20条第3項の規定により過半数の条件を満たしており、本会が成立したことをここに報告します。それでは会長お願い致します。

中原会長

おはようございます。それでは、第4回の定期総会を開催いたします。 議事録署名委員は、議長任命でよろしいでしょうか。

全委員

(異議なし)

議長

それでは6番の田畑委員と13番の玉麻委員に議事録署名委員をお願します。よろしくお願いします。それでは議事事項に入りたいと思います。

議案審議

議第1号 議 長 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 1番から6番まで、事務局、議案の状況説明をお願いします。

事務局(後藤)

1番2番議案朗読

議長

それでは、1番2番の現地の報告を橋本委員にお願いします。

1番(橋本)

1番2番について報告します。双方確認の結果、合意解約に相違ありませ

ん。解約後は5条申請がでておりますので、よろしくお願いします。

議長 只今1番2番について現地の報告がありましたが、質疑はございません

か。

全委員 (異議なし)

議長 異議なしの声があがりましたので、1番2番ついては許可といたしま

す。それでは事務局3番について議案の状況説明をお願いします。

事務局(後藤) 3番議案朗読

議長 只今3番について現状の説明がありましたが、3番についての報告を橋

本推進委員にお願いします。

橋本推進委員 それでは3番について報告します。双方確認の上、合意解約に相違ありま

せんので、よろしくお願いします。

議 長 それでは、3番についての質疑はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 ないようですので、3番について当委員会は許可といたします。では、4

番について議案の状況説明をお願いします。

事務局(後藤) 4番議案朗読

議 長 それでは4番について現地の報告を坪根委員にお願いします。

3番(坪根) 報告します。双方確認の結果合意解約に間違いありません。なお、2405

の 1 番につきましては、4 条申請議題第 5 号の 2 番で宅地造成であがって

きます。2451番については自作ということになっています。以上です。

議 長 只今4番についてのご報告がございましたが、4番についての質疑はご

ざいせんか。

全委員 (異議なし)

ないようですので、4 番について当委員会は許可と致します。それでは 事務局、5 番について議案の状況説明をお願いします。

事務局(後藤)

5 番議案朗読

議長

それでは、5番について現地の報告を門脇委員にお願いします。

11番(門脇)

5番について報告します。確認の結果、合意解約に間違いありません。以上でよろしくお願いします。

議長

只今現地の報告ありましたが5番についての質疑はありませんか。

全委員

(異議なし)

議長

ないようですので、5 番については当委員会は許可と致します。それでは 6 番について議案の状況説明を事務局お願いします。

事務局(後藤)

6番議案朗読

議長

それでは6番についての現地の報告を北村推進委員にお願いします。

北村推進委員

6番。双方確認の上、合意解約です。よろしくお願いします。

議長

6 番についての現地の報告がございましたが、6 番についての質疑はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

ないようですので、6番について当委員会は許可と致します。

議案審議

議第2号

農用地利用集積計画(案)について

議長

それでは、議題 2 号の農用地利用集積計画案について、農政の担当者より議案の状況説明をお願いいたします。

審議に入る前に石川委員と長谷川推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退席をお願いします。

農政振興課

(農政振興課 担当 説明)

(森下)

議長

只今、担当職員が利用集積計画案を読み上げましたが、少し時間をとりますので各ページをめくって確認をお願いいたします。

議題2号についてのそれぞれでございましたが、質疑はありませんか。

全委員

(異議なし)

議長

私からひとつ、委員の皆さんにお願いしたいと思います。この集積案についてですが、農地中間管理機構を通してない利用権設定が多くあるので、できるだけ地区の委員の方から農地中間管理機構を通すようにお願いして、進めていただきたい。利用権設定の方が非常に多いので、できるだけ国・県のほうも農地中間管理機構を通すようにという意見です。各委員の方から地主の方、借り手の方に話をして、できるだけ中間管理機構を通すような形にしていただきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

9番(田上)

議長。

議長

はい。

9番(田上)

利用権設定の、今言った中間管理機構を通してという話ですが、現在多いのはわかります。5ページの利用権の設定ですが、中ほどに、借り手が本耶馬溪の西谷と行橋市がもう片方というケースがあるんですが、この距離より遠い実例があるか教えてもらいたいのですけど。

議長

只今質問がありましたが、耕作を行橋から東谷まで来てやるという申請になっているが、耕作できるのか、ということで。事務局、この内容はどのようにして受けたか訊きたいということです。

事務局(梶原)

今言われたように行橋より遠いところがあるかということですが、たまにこういったケースはあります。ただ、ご本人が「作りに来る」という事であれば、それに制限をかけることはしていません。農業委員さんとしては、しっかり作ってくださいということで、そのような方たちと、農地集積するうえで協議をしながらしっかり作るように指導するのが仕事かな

と思いますので、その点よろしくお願いします。

9番(田上)

実はこの二人、相談も全くなしに事務局に直で行っているのです。私の地元ですから困っていた部分なのですが、双方で地元を探してくださいという事になっていました。しかし今日、地元を探さずに、自分の友達に頼んだということで、ちょっと後で問題が起きて処理するのは地元ですから。大変だなということで手を打ちかけたんですけど、どうしようもならないということで実際事務局に直接出したようなので、いってみれば農業委員の確認もなにもない訳です。

議長

実際、農地法的には違反にはならない。しかし、あくまでもルル的に、地主の方が必ず地元の農業委員に相談して次の方に貸すということをやらなければいけない。そうしなければ、農地の集積事業ができないということで、非常にその点は問題だと思います。なので、借り手受け手が地元の農業委員の確認や相談も何もなしに勝手に事務局で手続きした場合は、事務局の方で、地元の方に確認をいただき提出するような形をとらないと、農地の利用や管理等のトラブルが起こった時に一番困るのではないか、というのが今、実際に指摘されたことなのですけれど。

窓口に来た時点で「地元の農業委員の方に相談されましたか」という確認を事務局で必ずとっていただいて受付する形にしないと、トラブルのもとになると思うので、今後、その方向で持って進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

この2号の集積案については他にありませんか。よろしいですか。

全委員

(異議なし)

議長

ないようなので議題2号については承認といたします。石川委員と長谷 川推進委員は入室をお願いします。

議案審議

議第3号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について

議長

それでは議題 3 号農地法 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 10 番まで、議案の状況説明をお願いします。

事務局(後藤)

1番議案朗読

議長

それでは、1番についての現地の報告を橋本委員にお願いします。

1番(橋本)

(1番の現地について説明)

譲受人につきましては取得要件を満たしており、問題ないものと思われます。 審議の程よろしくお願いします。

議長

只今橋本委員より現地の報告がございましたが、1 番についての質疑は ございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

それでは、無いようですので1番については当委員会は許可といたします。それでは2番について事務局、状況説明をお願いします。

事務局(後藤)

2 番議案朗読

議長

それでは、2番についての現地の報告を坪根委員にお願いします。

3番(坪根)

(2番の現地について説明)

譲渡人、譲受人は親子関係にあり、息子さんの方に生前贈与ということで、収得条件も満たしておりますので、問題無いように思われます。審議の程よろしくお願いします。

議長

はい、ただいま2番についての現地の報告がございましたが、2番についての質疑はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

それでは無いようですので 2 番については当委員会は許可と致します。 それでは事務局、3 番から 6 番までについて議案の状況説明をお願いしま す。

事務局(後藤)

- 3番から6番まで議案朗読
- 6番議案朗読

議長

それでは3番から6番までの現地の報告を義経委員にお願いします。

4番(義経)

(3番の現地について説明)

親から贈与を受けるということで特に問題はないと思います。

(4番の現地について説明)

譲渡人の方ができないということで売買になっております。

(5番の現地について説明)

農地の処分等のため狭い13 m²ほどの田んぼを贈与するということであります。

(6番の現地について説明)

売買で購入するということです。

4件いずれも取得要件を満たしており、特に問題はないと思われますのでよろしくお願いします。

議長

ただいま3番から6番まで現地の報告がございました。3番から6番までへの質疑はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

ないようなので 3 番から 6 番までは、当委員会は許可といたします。それでは事務局、7 番から 10 番まで議案の状況説明をお願いします。

事務局(後藤)

7番から10番議案朗読

議長

ただいま 7 番から 10 番についての議案の状況説明がございましたが、現地の報告を田畑委員にお願いします。

6番(田畑)

(7番の現地について説明)

申請地は境界もはっきりしており譲受人は農地取得の要件も満たしていますので問題ないと思います。

(8番の現地について説明)

申請地は境界もはっきりしており、譲受人は農地取得の要件を満たしていますので問題ないと思います。

(9番の現地について説明)

申請地は境界もはっきりしており譲受人は農地取得の要件を満たしているので問題ないと思います。

(10番の現地について説明)

申請地は境界もはっきりしており譲受人は農地取得の要件を満たしていますので問題ないと思います。

以上、審議の程よろしくお願いします。

ただ今、7番から 10番までの現地の報告がございましたが、7番から 10番までについての質疑はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

ないようですので、当委員会は許可といたします。

議案審議

議第4号

農地転用事業計画変更の申請について

議長

それでは、議題 4 号農地の転用事業計画変更申請に関する件について、 事務局、議案の状況説明をおねがいします。

事務局(中春)

4 号議案朗読

議長

只今、議案の状況説明ございましたが、現地の報告を橋本委員にお願い いたします。

1番(橋本)

(1番の現地について説明)

申請地は、昨年の10月に5条の許可、賃貸共同住宅用地2区画で許可を受けておりましたが、今回宅地分譲用地への変更ということで申請されたものでございます。この件につきましては、後で議第6号の7番でまた出ていますので、よろしくお願いします。

議長

只今、1番についての現地の報告ございましたが、1番についての質疑は ございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

無いようですので、議題 4 号 1 番については当委員会は許可といたします。

議案審議

議第5号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について

議長

それでは、議題5号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番から3番まで事務局、議案の説明をお願いいたします。なお、審議に入る前に1番橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退席をお願いします。

事務局(中春)

1番議案朗読

議長

それでは、1番について現地の報告を前田推進委員にお願いします。

前田推進委員

(1番の現地について説明)

申請人が農家住宅を建築するというものでございます。排水につきましては、公共下水が整備されていますのでそちらに排出いたします。雨水につきましては、申請地の北側に水路がございますのでそちらに流し込むということでございます。境界の確認等もできております。周辺農地に関しても特に影響はありません。審議のほうよろしくお願いします。

議長

1番について只今現地の報告がございましたが、1番についての質疑はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

ないようですので1番については当委員会は許可といたします。橋本委員は入室をお願いします。それでは2番について事務局、議案の状況説明をお願いします。

事務局(中春)

2 番議案朗読

議長

それでは議案の2番について現地の報告を坪根委員にお願いします

3番(坪根)

(2番の現地について説明)

一般住宅を建てることになっております。雨水排水につきましては、前面の道路側溝に放流。汚水に関しましても合併浄化槽により処理しまして同様に前面の水路の方に放流するということになっております。何ら問題ないものと思われます。審議の程よろしくお願いいたします。

議長

只今 2 番について現地の報告がございましたが、2 番についての質疑は ございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

ないようですので、2番について当委員会は許可といたします。それで

は3番について議案の状況説明を事務局お願いします。

事務局(中春)

3番議案朗読

議長

只今 3 番について説明ございましたが現地の報告を義経委員にお願い いたします。

4番(義経)

(3番の現地について説明)

自宅の西側に車を置いていて無断転用になっていたのですが、ここを 宅地拡張用地ということで今回の申請になります。境界等もはっきりし ておりまして、側溝等もはいっています。特に近辺にも問題はないと思い ますのでよろしくお願いします。以上です。

議長

3 番についての現地の報告がございましたが、3 番についての質疑はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

無いようですので3番について当委員会は許可といたします。

議案審議

議第6号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について

議長

それでは、議題6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について1番から26番まで議題に沿って説明をお願いいたします。審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退席をお願いします。

事務局(中春)

1番議案朗読

議長

それでは1番についての現地の報告を国分推進委員にお願いします。

国分推進委員

(1番の現地について説明)

4月27日に田畑委員と地区推進委員3名で現地の調査を行いました。 転用目的につきましては、宅地分譲用地の造成ということで10区画を予定しております。造成後の排水は、生活排水につきましては公共下水道へ、雨水につきましては隣接する市道の側溝へ流すということでございます。以上です。

1番について現地の報告がございましたが、1番についての質疑はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

ないようですので、1番について当委員会は許可といたします。橋本委員は入室をお願いします。それでは事務局2番3番について議案の状況説明をお願いします。

事務局(中春)

2番3番議題朗読

議長

それでは2番3番についての現地の報告を前田推進委員にお願いいたします。

前田推進委員

(2番の現地について説明)

10 区画の宅地分譲を行うものでございます。排水につきましては、公共下水が整備されております。雨水につきましては申請地の道路を挟んだ西側に水路がございますのでそちら側につなげるということでございます。周辺はすべて宅地でこの一画が農地として残っているだけなので特に問題はないと思われます。

(3番の現地について説明)

ここに譲受人が賃貸戸建住宅7棟の建設をするものでございます。排水につきましては公共下水が整備されておりますのでそちらにつなぎ込みをいたします。雨水につきましては申請地の南側に水路がございますのでそこに流し込むということでございます。境界の確認等もできており、特に問題はないと思われますのでよろしくお願いします。

議長

只今2番3番についての現地の報告がありましたが、2番3番についての質疑はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

ないようですので 2 番 3 番について当委員会は許可といたします。それでは、審議に入る前に橋本委員が会議規則第 10 条の議事参与の制限に抵触しますので一時退席をお願いします。事務局、4 番について議案の状況説明をお願いします。

事務局(中春)

4番議案朗読

議長

それでは、4番についての現地の報告を前田推進委員にお願いします。

前田推進委員

(4番の現地について説明)

申請者が駐車場用地ということでの取得でございます。排水につきましては、雨水排水は申請地内に側溝を設けまして反対側の水路に流すということで問題はございません。これにつきましては、5番にでてきますが、そこの代替地ということで、譲受人が駐車場を移動するということで申請でございます。特に問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

議長

只今 4 番について現地の報告がございましたが、4 番についての質疑は ございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

ないようですので 4 番について当委員会は許可といたします。橋本委員 は入室をお願いします。それでは事務局5番について議案の状況説明をお 願いします。

事務局(中春)

5番議案朗読

議長

それでは5番の現地についての報告を前田推進委員お願いします。

前田推進委員

(5番の現地について説明)

ここに中津市の土地開発公社が企業用地として 2 区画を造成するものでございます。排水につきましては、公共下水が整備されておりますのでそれにつなぎ込みいたします。雨水につきましては申請地内に側溝を作りまして、申請地の南側に水路がございますのでそちらに放流ということでございます。なおこの企業用地内に隣接する農地が2か所残っております。そのうちの一か所については隣地の承諾がいただけないということで、その理由書をつけているということなので、事務局より読み上げしていただきまして、皆さんに協議して頂きたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは事務局、理由書を読み上げてください。

事務局(中春)

隣地承諾書を添付できない理由書として提出されているものを読み上 げます。

この土地が企業用地の為の取得対象土地であり交渉したいという旨の 連絡を何度もとってきましたが、当該事業への理解が得られずに事業説 明すらできない状況であり、市公社側も最終的に用地取得を断念せざる をえなかった。このような電話口で拒否をされる中、隣地承諾書の話もで きないため、隣地承諾書の添付ができない状態となっております。当該の 土地と隣接地の境界については立会済にはなっておりますが、その他当 該所有者と問題が生じた場合には、中津市土地開発公社によって対応を する、という旨の理由書がでております。以上です。

議長

只今報告は事務局よりございました。それから、現地の報告も前田推進 委員よりございましたが、5番についての質疑はございませんか。

12番(玉麻)

いいですか。

議長

はい、どうぞ。

12番(玉麻)

先程の説明の内容が分かりにくかったのですが、何かあった時、土地開発公社が責任を持つという説明だったように聞こえました。土地開公社は市がかかえているようなものですよね。例えばこれが民間だった場合に同じようなケースがでた時にはどういった対応になりますか。

議長

事務局、今の質問に対して答えてください。

事務局(梶原)

民間であった場合は、基本的に申請の際には隣接の承諾書がないと法的に許可できないということにはなっていません。なので、農業委員会としては、周辺の農地、営農に影響をあたえないというのを条件ということになっていますので、営農に影響を与えないように工事する、対処するということで許可を出しているところです。ですので、境界確認がしっかりできていて、その境界の形状についてどうするということで説明いただいておりますので、それが営農上支障がないという判断であれば、許可できる内容だと。また、もし支障が生じた場合、日が当たらないとかいろんな状況がでてくると思いますが、そういった時は開発公社、申請者の方で苦情対応をしてもらうということで、理解いただければと思います。

6番(田畑)

議長。

議長

はい、どうぞ。

6番(田畑)

それは一筆書いているのか。

事務局(梶原)

申請書のほうにはこういった、苦情・問題等生じた場合は申請者、転用者の責任において適切に対処いたします、ということで書いています。

議長

市の開発公社が責任を取るということを、一筆文書で残しているから、 農業委員会としては問題ないということで受け付けたわけですから、皆 さんの判断で支障があるのかを審議し判断してください。その他、よろし いですか。質疑がないようであれば当委員会は許可したいと思うのです が、どうですか。質疑があればどんどん質疑をしてください。

13番(玉麻)

法的手段をとられる様なことが起こる可能性もあるということですか。何か生じたときには。

議長

事務局、回答してください。

事務局(梶原)

はい、例えば、隣にビルが建った等、日照、通風上の問題ということで民事的な話になる可能性はあると思います。その場合に双方で解決するという形になると思いますので。一応今回のこの計画では、水もとれるし進入路もとれる、そういう問題は起きないだろうという事で、営農上支障がないという判断で許可するということです。

議長

隣地は耕作しているのか。

事務局(梶原)

耕作はしています。

議長

耕作はしているが、支障はないと。

事務局(梶原)

はい。

橋本推進委員

今質問があったのは、開発公社はこういう仕事をしている。もし民間で あれば同じ仕事で同じ問題が起きるのではないかという質問だったと思 うのですが。開発公社の場合は、説明は電話で何度か説明したが相手が会ってくれない、それならまた、電話する、会ってくれないというのを繰り返して、それで終わっている。民間だったらそれ以上に手をつくすのではないか。そこの土地が欲しいのだから。で、公社の方がそれ以上は何もせずにそれで「できない」という。直接会いに行っても会わないという。電話でも駄目だと。そういうやり方では、公社の方が努力が足りないのではないか。

議 長 その他なにか、納得いく説明がほしいですか。

3番(坪根) これは法的には合法なのですか。

議長法的には合法です。農地法では問題ない。

事務局(福永) 立ち合いは終わっている。

3番(坪根) それなら登記もできるし法的には問題ない。ただ、耕作するのに陰にならないように、というだけなのですね。

議 長 後で問題が起こり得るのは、そういった問題だけですね。その時は開発 公社が責任をもって対処するということですから。農業委員会としては 問題がないので受付したわけなので、あとは皆様の判断でお願いします。

3番(坪根) 用排水も問題ないのですね。農地に対して北側に水路があるわけですが、そこだけから水を引いたり出したりするのですか。

議長はい、耕作は十分可能です。

3番(坪根) 法的に問題なければ許可するしかないのでは。

議 長 委員会としてはそうですね。 どうですかみなさん。許可でよろしいでしょうか。

全委員 (異議なし)

議 長 それでは、異議がないようですので当委員会は許可といたします。それ では議題 6 番について、審議に入る前に橋本委員が会議規則第 10 条の議 事参与の制限に抵触しますので一時退席をお願いします。それでは、6番について議案の状況説明を事務局お願いします。

事務局(中春)

6番議案朗読

議長

只今議案の状況説明ございましたが、現地の報告を前田推進委員にお願いします。

前田推進委員

(6番の現地について説明)

ここに譲受人が4区画の宅地分譲を行うものでございます。排水につきましては公共下水が整備されていますので、そちらにつなぎ込みいたします。雨水につきましては申請地の南側に水路がありますのでそちらに放流いたします。周辺は全て宅地になっており、境界等もしっかりしております。特に問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

議長

6番についての現地の報告がございましたが、6番についての質疑はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

ないようですので 6 番について当委員会は許可といたします。橋本委員は入室をお願いします。それでは7番について議案の状況説明を事務局お願いします。

事務局(中春)

7番議案朗読

議長

それでは7番について現地の報告を橋本委員お願いします。

1番(橋本)

(7番の現地について説明)

宅地分譲用地8区画の申請です。汚水排水につきましては前面道路に公 共下水がありますのでそこに接続、雨水につきましては道路側溝へ放流。 以上の申請です。よろしくお願いします。

議長

只今 7 番についての現地の報告がございましたが、7 番についての質疑 はございませんか。

全委員

(異議なし)

ないようですので 7 番について当委員会は許可といたします。では審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退席をお願いします。それでは事務局、8 番について議案の状況説明をお願いします。

事務局(中春)

9番が取下げとなりましたので、8番から12番を一括して読み上げさせていただきます。

議長

はい

事務局(中春)

8番、10番から12番議案朗読

議長

それでは、8番から、9番飛ばして12番までの現地の報告を橋本推進委員にお願いいたします。

橋本推進委員

(8番の現地について説明)

譲受人が宅地分譲用地6区画を造成するということです。汚水については公共下水に、雨水につきましては道路側溝に放流いたします。また境界確認、隣地の承諾も得ておりますので問題ありません。よろしくお願いします。

(10番の現地について説明)

これは譲受人が宅地分譲用地6区画を造成するということです。汚水については公共下水、雨水については道路側溝に放流します。境界確認は完了しており、隣地の承諾も得ており、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

(11番の現地について説明)

境界確認は完了しております。隣地の承諾も得ております。また汚水については公共下水、雨水については道路側溝に放流しますので問題ないと思います。よろしく審議をしていただきたいと思います。

(12番の現地について説明)

宅地分譲用地 8 区画を造成するということです。現地の境界、周辺農地の承諾も得ております。汚水については公共下水、雨水については道路側溝に放流しますので問題ないと思います。審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

議長

只今、8番10番11番12番について現地の報告がございましたが、質疑

はございませんか。

5番(植山)

いいですか。

議長

はい、どうぞ。

5番(植山)

議第6号の11番、12番は隣接した土地を足すと3000㎡になりますが、 開発申請なんかの書類の時は、中津市で許可するようになるのですか。

議長

730 番地から **733** 番地までということですね。事務局、今の質問に答えてください。

事務局(中春)

6号の11番と12番が隣接しているということで開発にあたらないのか確認をしましたが、進入路が別なので開発にはあたらないということだったので、確認いたしました。今、指摘がありました件におきまして、申請段階で、開発が必要かどうかという判断は許可権者が県になりこちらで出来かねますので、担当者である県土木事務所の建築住宅課の方に事前に行ってもらうようにしています。その中で、それが開発にあたるのかどうかということで、図面を見てもらってそのうえで協議書もしくは開発不要である証明を申請書につけるようにしていますので、今回の件もきちんと説明をして不要であると判断いただいております。以上です。

今の説明で納得できましたか。図面上該当しないということで許可が出 たということです。

議長

その他、ないですか。

(異議なし)

全委員

ないようであれば、当委員会は8番、10番11番12番は許可といたします。橋本委員は入室をお願いします。それでは事務局、13番について議案の状況説明をお願いします。

議長

13 番議案朗読

事務局(中春)

それでは13番について現地の報告を宮瀬推進委員にお願いします。

議長

(13番の現地について説明)

宮瀬推進委員

4月24日、農業委員、推進委員7名による調査に行ってまいりました。4 区画の分譲用地となります。雨水につきましては道路側溝へ、汚水は合併 浄化槽で処理したのち道路側溝へ排水します。以上報告となります。

只今13番について現地の報告がございましたが、13番についての質疑はございませんか。

議長

(異議なし)

全委員

ないようですので 13 番について当委員会は許可といたします。それでは事務局、14番から 16番までの議案の状況説明をお願いします。

議長

14番から16番議案朗読

+)

それでは14番から16番まで、現地の報告を義経委員にお願いします。

事務局(中春)

(14番の現地について説明)

議長

譲受人の兄から売買で土地を譲り受けることになりました。特に問題になるところはありません。

(15番の現地について説明)

4番(義経)

太陽光発電を設置するということであります。境界等はすべてはっきりしておりまして、隣地のお宅に迷惑がかからないよう家から 2,3M 程の所にフェンスを設置するということです。ここも特に問題ないものと思われます。

(16番の現地について説明)

太陽光発電を設置するという事です。ここも境界等はっきりしておりますし、雨水等につきましては、自然浸透と道路の横に水路が流れていますのでそこに一部排水をするとういことで、ここも特に問題はありません。以上で報告を終わります。お願いいたします。

只今14番から16番まで現地の報告がございましたが、質疑はございませんか。

(異議なし)

議長

ないようですので、14番から16番までは当委員会は許可といたします。それでは17番について議案の状況説明を事務局お願いします。

全委員

17番議案朗読

議長

それでは17番についての現地の報告を植山委員にお願いいたします。

事務局(中春)

(17番の現地について説明)

議長

境界等の確認はできています。雨水排水は自然透水と隣接している側溝に流すということです。駐車場の拡張用地として一昨年申請した用地に対して隣接する土地を購入して、駐車場用地を拡張するということです。審議をお願いします。

5番(植山)

只今17番について現地の報告がございましたが、17番についての質疑はございませんか。

(異議なし)

議長

ないようですので 17 番について当委員会は許可といたします。それでは事務局、18 番から 22 番までの議案の状況説明をお願いします。

全委員

18番から22番議案朗読

議長

それでは18番から22番までの現地の報告を田畑委員お願いします。

事務局(中春)

(18番の現地について説明)

議長

転用目的は一般住宅用地で、生活排水については合併浄化槽を設置し、 東側道路側溝へ放流します。雨水排水も敷地内で集積し東側道路側溝へ 放流します。周辺の同意も得ており、境界確認もできておりますので、問 題ないと思います。

6番(田畑)

(19番の現地について説明)

転用目的は賃貸戸建住宅用地です。生活排水は合併浄化槽を設置し、西側道路側溝に放流します。雨水排水も敷地内で集積し西側道路側溝に放流し、周辺の同意も得ており境界確認もできておりますので問題ないと思います。

(20番の現地について説明)

転用目的は一般住宅です。生活排水は合併浄化槽を設置し、東側水路へ 放流します。雨水排水も敷地内で集積し、東側水路へ放流します。周辺の 同意を得ており境界確認もできているので問題ないと思います。

(21番の現地について説明)

生活排水は合併浄化槽を設置し西側通路へ放流します。雨水排水は敷地内で集積し、東側水路へ放流します。周辺の同意は得ており境界確認もできていますので問題ないと思います。

(22番の現地について説明)

排水は自然透水及び排水口から北側水路に放流します。周辺からの同意も得ており、境界確認もできていますので問題ないと思います。以上、 審議の程よろしくお願いします。

議長

只今18番から22番まで現地の報告がございましたが、質疑はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

ないようですので、18 番から 22 番まで当委員会は許可といたします。 それでは事務局、23 番から 25 番まで議案の状況説明をお願いいたします。

事務局(中春)

23 番から 25 番議案朗読

議長

只今23番から25番まで説明がありましたが、現地の報告を尾家推進委員にお願いします。

尾家推進委員

(23番の現地について説明)

4月26日に中原委員、石川委員、他推進委員4名で現地調査をおこないました。転用目的は太陽光発電施設用地ということで、境界もはっきりしておりまして雨水の方は自然浸透と、あとは道路側溝へ流すということです。特に影響ないものと思われますのでよろしく審議の程お願いします。

(24番の現地について説明)

同じく 26 日に、石川委員、他推進委員で調査を行いました。申請目的は 住宅用地への申請となります。境界確認もはっきりしておりまして、生活 排水は公共の下水道へ、雨水は道路側溝へ流すということです。

(25番の現地について説明)

24 番の土地へ入るための進入路として申請があります。境界もはっきりしておりまして、特に問題はないと思います。以上です。

只今23番から25番までの現地の報告がございましたが、質疑はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

ないようですので23番から25番までは当委員会は許可といたします。 それでは事務局、26番について議案の状況説明をお願いいたします。

事務局(中春)

26 番議案朗読

議長

それでは26番についての現地の報告を北村推進委員お願いします。

北村推進委員

(26番の現地について説明)

譲受人は2月2日の火災にあい、この土地を買い、前の方が畑に車庫を建てていましてここを雑種地に変更します。4月26日に農業委員、推進委員全員で見に行きました。問題はないようです。審議のほどよろしくお願いします。

議長

只今 26 番について現地の報告がございましたが、質疑はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

ないようですので26番について当委員会は許可といたします。

議案審議

議第7号

非農地証明願に関する件について

議長

では第7号非農地証明願に関する件について、事務局より状況説明をお願いいたします。

事務局(中春)

7 号議案朗読

議長

只今事務局より非農地証明願に関する件について説明がございましたが、質疑はございませんか。

全委員

(異議なし)

それでは、第7号について当委員会は承認といたします。

議案審議

議第8号

その他議案について

議長

それでは第8号その他について事務局お願いします。

福永局長

議第8号 朗読

(別紙議案のとおり)

議長

それでは議事事項を確認の上閉会したいと思います。

議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 当委員会は承認といたします。

議題 2 号、農用地利用集積計画案について当委員会は承認といたします。

議題3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。

議題4号、農地転用事業計画変更申請に関する件について当委員会は承認といたします。

議題5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。

議題6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。

議題7号、非農地証明願に関する件について当委員会は承認といたします。

以上でございます。

以上を持ちまして、総会を終わりたいと思います。長時間の出席誠にありがとうございました。

(終 午前11 時30分)